

一般事業主行動計画

職員が仕事と子育て意を両立させることができ、働きやすい環境を作ることによって、職員一人一人がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のとおり行動計画を策定する。

1 計画期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間

2 内容

【目標1】

子どもの看護休暇を取得できる職員に制度の趣旨の周知徹底を図り、併せて上司、同僚の理解を得て、休暇を取得しやすい環境整備を行う。

《対策》

- ・令和2年7月～職員への制度の周知及び各職場の係長、主任等への理解を促進する。
- ・令和3年5月～制度の実態調査及び検証

【目標2】

誕生日（家族を含む）や結婚記念日等の記念日休暇を年1回設定し、さらなる年次有給休暇の取得促進を図る。

《対策》

- ・令和2年7月～職員への制度の周知徹底及び各職場の係長、主任等への理解を促進する。
- ・令和3年5月～年間の休暇の取得状況調査及び制度の検証

【目標3】

若年者に対し、職場体験や実習等の機会を与え、職業選択の幅を広げるとともに安定就労及び自立につなげる。

《対策》

- ・令和2年7月～市内各学校や関係団体に周知し、併せて職員にも理解を求める。
- ・令和3年5月～体験者数の調査及び制度の検証

【目標4】

夏期における特別休暇や年次有給休暇の取得促進を図る。

《対策》

- ・毎年7月～9月までの間に特別休暇3日間, 7月～10月までの間に年次有給休暇5日間の取得促進を図る。
- ・毎年11月～ 取得状況調査及び検証